

令和 8 年 8 月 2 5 日

照会者名 [REDACTED] 殿

出入国在留管理庁参事官（法規）

令和 8 年 7 月 2 8 日付けで別添により照会のあった件について、下記のとおり回答します。

記

- 1 照会対象法令（条項）の対象となるか否かについて
対象となる / 対象とならない
（※ 回答しない場合は、その旨を記載する。）

- 2 理由（見解及び根拠）

出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令の「法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動」の項の下欄第 1 号のイとして規定する「当該技術若しくは知識に関連する科目を専攻して大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたこと。」（以下「本基準」という。）に該当するかどうかについては、提出資料等に基づき、文部科学省作成の「世界の学校体系」において、高等教育機関として位置づけられている機関を卒業したか等を踏まえて判断される。

そのため、本基準に該当するかどうかは、一義的には必ずしも明らかではなく、一般的・抽象的に回答することは困難である。

本回答は、照会対象法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束し得るものではありません。